

**国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
（たたき台）**

平成25年〇月〇〇日

文化審議会国語分科会

目 次

はじめに	1
1 「公用文作成の要領」の見直しについて	
(1) 現行の「公用文作成の要領」について	1
(2) 分かりやすい公用文について	2
(3) 「公用文作成の要領」の見直しについて	2
2 常用漢字表の手当てについて	
(1) 「「異字同訓」の漢字の用法」の見直しについて	3
(2) 「同音の漢字の書きかえ」の見直しについて	3
(3) 「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について	3
(4) 常用漢字表の定期的な検証について	4
3 言葉遣いについて	
(1) 言葉遣いについて	5
(2) 言葉遣いに関する指針又は参考資料の作成について	5
4 コミュニケーションの在り方について	
(1) 情報化・国際化の中でのコミュニケーションについて	6
(2) コミュニケーション能力の二つの重要な側面について	6
(3) コミュニケーションの在り方に関する指針の作成について	7
5 その他	
(1) 文化庁「国語に関する世論調査」の結果とその扱い方について	8

<参考資料>

- 1 文化審議会国語分科会委員名簿（付 国語課題検討小委員会委員名簿）…
- 2 国語分科会で今後取り組むべき課題について [概要] …

はじめに

第12期文化審議会国語分科会（以下、「分科会」という。）は、平成24年4月27日に第1回の分科会を開催し、新たに国語課題検討小委員会（以下、「小委員会」という。）を設置し、同日の第1回以来、計10回の小委員会を開催して、

平成24年1月31日の「国語分科会で今後取り組むべき課題について（問題点整理小委員会における「意見のまとめ）」において、「今後、具体的な検討が必要と考えられる課題」として挙げられた課題について更に議論を深めつつ、国語施策として今後取り組む必要があるか否かという観点から検討を重ねてきた。

具体的には、意見のまとめで指摘された順に、

- (1) 「公用文作成の要領」の見直しについて
- (2) 常用漢字表の手当てについて
- (3) 言葉遣いについて
- (4) コミュニケーションの在り方について
- (5) その他

に分けて、慎重に検討した。この結果、分科会で今後具体的に取り組むべき課題と基本的な方向性について、次のとおり、取りまとめた。

1 「公用文作成の要領」の見直しについて

〔基本的な方向性〕

現行の「公用文作成の要領」は、昭和26年に国語審議会が作成して以来、既に60年以上経過し、実態と合わない内容が散見するため、また、より分かりやすい公用文の作成に資するため、その見直しを行うことが考えられる。他方、「要領」は、国の行政機関の職員を対象とし、全ての府省に関わるものであること、各府省においては實際上「要領」の見直しを待つまでもなく、長年にわたり日常の実務が積み重ねられてきていることなどから、各府省の考えも踏まえ対応する必要がある。

(1) 現行の「公用文作成の要領」について

現行の「公用文作成の要領」は、昭和26年10月30日に、国語審議会会長から内閣総理大臣・文部大臣宛てに建議した「公用文改善の趣旨徹底について（建議）」の別冊2が基になっている。この別冊2「公用文作成の要領」は、昭和26年11月1日に次官会議で了解され、翌2日、閣議の供覧を経て、昭和27年4月4日付けで内閣官房長官から各省庁事務次官宛て依命通知（内閣閣甲第16号）された。

その後、昭和56年の「常用漢字表」制定時に、「当用漢字表」を「常用漢字表」に読み替えるなど、改められるべき部分については必要な読替えや省略がなされた。

さらに、昭和61年に「現代仮名遣い」、平成22年に「常用漢字表」が制定され、やはり必要な読替えや省略がなされている。

しかし、昭和26年に作成されたものが基本となっているので、現在から見ると、実態と合わない内容が散見される。例えば、同要領の「第3 書き方について」には「タイプライタの活用を期するため、タイプライタに使用する漢字は、常用漢字表のうちから選んださらに少数の常時必要なものに限り、それ以上の漢字を文字盤から取り除くことなどに努める。ぜひとも文字盤にない漢字を使用する必要がある場合には、手書きする。」という記述が残る。また、「第1 用語用字について」には「言いにくいことばを使わず、口調のよいことばを用いる。」として、「たとえば 拒否する→受け入れない はばむ→さまたげる」といった記述が見られるが、「拒否する」を言いにくい言葉と感じる人は現在では少数と思われる。平成22年度の文化庁「国語に関する世論調査（平成23年2月調査）」でも、「拒否する」を「官公庁などが示す文書で使用しても問題ない」と回答した人は8割を超えている。

(2) 分かりやすい公用文について

戦後の公用文改善は、昭和21年4月17日に憲法改正草案が発表され、その翌日の18日の次官会議において、今後、公用文はこの憲法改正草案の例に倣うことと決定されたことに始まる。この決定により、戦前の文語体で漢字片仮名交じり文であった公用文が口語体で漢字平仮名交じり文へと変わる。その結果、現行の公用文は形式的には戦前と全く異なった口語体・漢字平仮名交じり文となり、それが定着している。この意味での公用文の平易化は達成されているが、今期の議論においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災等を契機に、そのような文体等の平易化ではなく、情報の伝え方としてより分かりやすい公用文を作成していくこと、そして、それに資するような「公用文作成の要領」に改定していくことの重要性が改めて確認された。

(3) 「公用文作成の要領」の見直しについて

上記(1)及び(2)に記述した意味において、「公用文作成の要領」の見直しを行うことが考えられる。その際には、現行「要領」の作成時には想像もできなかった各府省で公表しているホームページの表記などについても、新たな項目として示すなど近年の社会的な変化を踏まえて、新たに必要な項目があれば追加した上で、必要な修正等を加えることも考えられる。また、公用文作成における基本的な考え方を整理するとともに、具体的な用例を多く示し、総論として、これまで以上に分かりやすい公用文が必要とされている理由を明確に述べるなど、全体の構成についても見直すことも考えられる。なお、文化庁国語課が実施した各府省の文書担当課の担当者を対象としたアンケート調査では、9割以上の担当者が「要領」の見直しに賛成している。

他方、「要領」は、国の行政機関の職員を対象とし、全ての府省に関わるものであること、各府省においては實際上「要領」の見直しを待つまでもなく、長年にわたり日常の実務が積み重ねられてきていることなどから、各府省の考えも踏まえ対応する必要がある。

2 常用漢字表の手当てについて

〔基本的な方向性〕

常用漢字表の改定に伴い、(1)「異字同訓」の漢字の用法の見直し、(2)「同音の漢字による書きかえ」の見直し、(3)「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について、今後、具体的に検討していく必要がある。また、常用漢字表の定期的な検証を行うため、計画的な漢字使用の実態調査等を行っていく必要がある。

(1) 「異字同訓」の漢字の用法の見直しについて

昭和47年の国語審議会漢字部会が総会の参考資料として作成した「異字同訓」の漢字の用法は、同音で意味の近い語が、漢字で書かれる場合、その慣用上の使い分けの大体を、用例で示したものであり、現在も新聞、放送、出版関係など各方面で参考にされている。しかし、作成以来、既に40年以上経過しており、現時点の漢字使用の実態からして既に取り上げられた異字同訓かどうかにかかわらず、使い分けが分かりにくいものがある。また、今回の常用漢字表の改定に際して新たに生じた異字同訓の漢字の使い分け（例えば「こたえる（答⇔応）」、「つくる（作⇔造⇔創）」など）については、平成22年の文化審議会答申「改定常用漢字表」の「参考」にある「異字同訓」の漢字の用法例（追加字種・追加音訓関連）として整理されたが、一覧性という分かりやすさの点において工夫の余地がある。

このため、「異字同訓」の漢字の用法の見直しについて、今後、具体的に検討していく必要がある。その際、異字同訓の使い分けに関しては、明確に使い分けを示すことが難しいところがあること、また、使い分けに関わる感覚的な個人差もあることなどから、使い分けの示し方については慎重に検討する必要がある。

(2) 「同音の漢字の書きかえ」の見直しについて

昭和31年の国語審議会報告「同音の漢字による書きかえ」の冒頭には「当用漢字の使用を円滑にするため、当用漢字表以外の漢字を含んで構成されている漢語を処理する方法の一つとして、表中同音の別の漢字に書きかえることが考えられる。ここには、その書きかえが妥当であると認め、広く社会に用いられることを希望するものを示した。」と記述されている。しかし、同報告の作成時点では表外漢字であったものが、昭和56年の常用漢字表で2字（磨、妄）、現行の常用漢字表で8字（闇、臆、潰、毀、窟、腎、汎、哺）追加されており、その取扱いがはっきりしていない。

このため、「同音の漢字による書きかえ」の見直しについて、今後、具体的に検討していく必要がある。

(3) 「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について

社会生活の中では、「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」の、字形上の違い（例えば、「鈴」のつくりの「令」の字形が「令」となるか、「令」となるか）が時に問題となる。

改定後の常用漢字表の「(付) 字体についての解説」にある「明朝体と筆写の楷書との関係について」では、既に、特に字形上の注意が必要であると判断される一定の常用漢字に限って指針を示している。しかし、より分かりやすい解説や、取り上げる漢字の範囲の拡大について工夫の余地がある。

このため、「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について、今後、具体的に検討していく必要がある。その際、学校教育への影響、特に学校教育における漢字指導との関係について十分配慮する必要がある。

(4) 常用漢字表の定期的な検証について

文化審議会答申「改定常用漢字表」「I 基本的な考え方」「5 その他関連事項」の「(1) 漢字政策の定期的な見直し」に以下の記述がある。ここでの「見直し」とは、常用漢字表が「一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安」として機能しているかどうか、その状況を把握するため、定期的に検証することを意味している。

現代のような変化の激しい時代にあっては、「言葉に関する施策」についても、定期的な見直しが必要である。特に漢字表のように現在進行しつつある書記環境の変化と密接にかかわる国語施策については、この点への配慮が必要である。今後、定期的に漢字表の見直しを行い、必要があれば改定していくことが不可欠となる。

この意味で、定期的・計画的な漢字使用の実態調査を実施していくことが重要である。漢字表の改定が必要かどうかについては、その調査結果を踏まえ、

- ① 言語そのものの変化という観点
- ② 言語にかかわる環境の変化という観点

という二つの観点に基づいて、社会的な混乱が生じないように、慎重に判断すべきである。なお、②の変化とは具体的には、情報機器の普及によって生じた書記手段の変化等を指すものである。

これを受け、漢字使用の実態等を把握するための調査、特に新規に常用漢字表に加えられた196字の普及状況を把握するための調査等を行っていく必要がある。

また、この定期的な検証のための調査方法・内容の検討や調査結果の分析等を行う「常用漢字表検証委員会（仮称）」などの設置について考えていく必要がある。

なお、一般の社会生活における漢字使用の目安となっている常用漢字表を頻繁に改定することは、社会的な混乱を招くことから、改定の時期及びその具体的なやり方については、調査結果に基づいて慎重に検討していく必要がある。

3 言葉遣いについて

〔基本的な方向性〕

今後、言葉遣いに関する指針又は参考資料の作成について検討していく必要がある。検討に当たっては、この課題が個々人の言語生活と密接に関わるものであることを踏まえて、改めて国民の意識調査を実施するなど、慎重に対応する必要がある。

(1) 言葉遣いについて

分科会の前身である国語審議会は、昭和47年6月に「国語教育の振興について」を文部大臣に建議している。同建議の中で、「国語が平明で、的確で、美しく、豊かであることを望み、この際、国民全体が国語に対する意識を高め、国語を大切にする精神を養うことが極めて重要である」と述べている。これ以降、国語審議会では「平明、的確で、美しく、豊か」であることが、言葉遣いをはじめ、国語の望ましいイメージとされてきた。このイメージをめぐるのは、「平明、的確」というグループと「美しく、豊か」というグループの、二つの相反するイメージが一緒にされているという見方ではなく、四つの要素のバランスが取れ、四つの要素が最大に生かされるような言語運用（言葉遣い）を目指していくことが大切である。また、四つの要素については、誰に何を伝えるかという状況に応じて、この四つの要素の全てが同じ程度に必要だというのではなく、四つの要素の軽重がおのずと変わってくるものであると考える。

東日本大震災の発生を契機として、緊急時の言葉遣いの在り方が問題となる中で、また、パソコンや携帯電話のメールの利用が飛躍的に増える中で、改めて望ましい言葉遣いとは何かが問われている。

(2) 言葉遣いに関する指針又は参考資料の作成について

以上のことから、言葉遣いの基本的な考え方などを整理した指針又は参考資料の作成について検討していく必要がある。検討に当たっては、言葉遣いが、個々人の言語生活と密接に関わるものであることを踏まえて、改めて国民の意識調査を実施するなど、慎重に対応する必要がある。その上で、次の点に留意すべきである。

- ① 指針又は参考資料の内容に関しては、言葉遣いについての基本的な考え方を整理した上で、なるべく実際の運用場面を設定して、具体的な実例を多く示すようにする。このため、「ことばシリーズ(※)」のようなイメージで、規範を示すというよりは、言葉や言葉遣いに関わる問題についての興味や関心を喚起できるような内容（問答形式とするなど）を工夫していくこととする。

※ ことばシリーズは、文化庁が昭和48年度から作成し、全国の学校や社会教育機関等に広く配布してきた冊子で解説編と問答編がある。平成6年度からは「新ことばシリーズ」に移行し、平成11年度から20年度までは国立国語研究所が作成した。現在は刊行していない。

また、毎年実施している文化庁の「国語に関する世論調査」の結果については、大きな話題となることもあり、世論調査で取り上げた問いの解説を作成して、広

く公表していくことについても検討していく必要がある（「5 その他」参照）。
さらに、「ことばシリーズ」との関係では、これまでに発行された「ことばシリーズ」の解説編、問答編（言葉に関する問答集）について、電子化し、文化庁のホームページ等で公開していくことについても検討していく必要がある。

- ② 言葉遣いに関する指針又は参考資料に関連するものとして、既に、平成19年に文化審議会答申の「敬語の指針」が示されていることを踏まえ、同答申との関係を考えながら、検討していく必要がある。

4 コミュニケーションの在り方について

〔基本的な方向性〕

今後、求められるコミュニケーションの在り方に関する指針の作成について検討していく必要がある。検討に当たっては、この課題が個々人の言語生活と密接に関わるものであることを踏まえて、改めて国民の意識調査を実施するなど、慎重に対応する必要がある。

（1）情報化・国際化の中でのコミュニケーションについて

情報化に伴って、パソコンや携帯電話などの情報機器の使用が一般化した関係で、非対面コミュニケーションの機会が増えて、対面コミュニケーションを苦手とする人が増えているのではないかという指摘がある。平成23年度の文化庁「国語に関する世論調査（平成24年2月調査）」でも、初めて会った人と話をする事について、「苦手である（「苦手である」と「どちらかと言えば苦手である」を合わせた数）」と答えた人が55.5%と、「得意である（「得意である」と「どちらかと言えば得意である」を合わせた数）」と答えた人の42.9%を上回っている。情報機器の使用は、今後、更に一般化していくことが予想され、そのような社会状況の中で対面コミュニケーション能力をどのように捉え、身に付けていくのかは大きな問題である。

また、国際化との関係では、既に国内に207万人（平成23年12月現在。法務省調べ。）を超える外国人が生活しているという実態があり、外国人とのコミュニケーションが今後より切実な問題となってくる可能性がある。

（2）コミュニケーション能力の二つの重要な側面について

日本経済団体連合会が平成24年7月に調査結果を発表した「新卒採用（2012年4月入社対象）に関するアンケート」によれば、企業が選考に当たって重視した点を24項目から五つ回答する設問では「コミュニケーション能力」が9年連続で第1位となっている。また、経済同友会が平成24年11月に調査結果を発表した「企業の採用と教育に関するアンケート調査」でも、「チームワーク力（コミュニケーション能力、協調性等）」が重視されている、という結果が出ている。

このように社会の各分野でコミュニケーション能力が重要であるとされていることがうかがえるが、コミュニケーション能力をどのように捉えるのかについては様々な考え方があり、必ずしも明確に整理されているわけではない。

今後、求められるコミュニケーション能力としては、二つの側面が重要な要素として挙げられることが多い。一つは、対面コミュニケーションの場面において、人間関係を作り上げながらコミュニケーションを取れる、言わば人間関係形成能力とも言い得る側面である。もう一つは、自分の考えや意見などを整理し、根拠や理由を明確にして説得力を持って論理的に伝えることのできる側面である。

(3) コミュニケーションの在り方に関する指針の作成について

以上のことから、コミュニケーション能力の二つの側面を踏まえて、現在及び今後の社会生活において必要とされているコミュニケーション能力とは、具体的にはどのような能力であるのか、どのようにすれば身に付けることができるのかに関する指針の作成について検討していく必要がある。

検討に当たっては、コミュニケーションが個々人の言語生活と密接に関わるものであることを踏まえて、改めて国民の意識調査を実施するなど、慎重に対応する必要がある。その上で、次の点に留意すべきである。

- ① 「コミュニケーション」及び「コミュニケーション能力」は、それぞれの学問分野や立場によって、多様な考え方や捉え方がなされている中、分科会で検討していく場合には、「言葉」を中心とした範囲に限定していくことが基本となるため、まずその範囲を具体的に明確にする必要がある。
- ② コミュニケーション能力の育成は、学校教育との関わりが大きいいため、学校教育担当部署との連携・協力を密にする必要がある。

5 その他

〔基本的な方向性〕

文化庁の「国語に関する世論調査」の結果のより有効な活用法について検討していく必要がある。具体的には、例えば、調査結果のより分析的な解説を文化庁のホームページに掲載することなどが考えられる。

(1) 文化庁「国語に関する世論調査」の結果とその扱い方について

文化庁では、平成7年度から毎年「国語に関する世論調査」を実施している。その結果は、分科会の検討資料として活用されるとともに、公表されて幅広く国民の言葉への興味・関心を高め、改めて言葉について考える機会を提供することに大いに貢献している。今後、世の中に定着しつつあるこの世論調査の結果のより有効な活用法について検討していく必要がある。具体的には、例えば、調査結果のより分析的な解説を文化庁のホームページに掲載することなどが考えられる。